

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課) 一
- WTO政府調達協定に基づく一般競争入札公告(入札執行課) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (NPO活動推進課) 七
- 男女共同参画推進センター情報システム機器等賃貸借に関する落札者等の公示 (男女共同参画推進センター) 七
- 大規模小売店舗の変更に關する

公示

- ヨ一ネ病疑似患畜の発生 (商業支援課) 七
- 埼玉県議会だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告 (政策調査課) 八
- 開発行爲に關する工事の完了公告 (東松山県土) 一〇
- 選挙管理委員会の招集 (杉戸県土) 一〇
- 選挙管理委員会の招集 (選管委) 一一

告示

埼玉県告示第二百二十三号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年二月十七日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	年月日
小川町	平成十九年度 平成二十年度	地籍図 五十九枚 地籍簿 一冊	腰越一・腰越二地区(大字腰越の一部)	平成二十一年 二月十二日

埼玉県告示第二百二十四号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月十七日

埼玉県知事 上田清司

1 工事概要等

- (1) 工事名 荒川左岸南部流域下水道終末処理場自家発電機設備改築工事
- (2) 工事場所 埼玉県戸田市大字美女木地内
- (3) 工期 契約確定の日から平成23年3月29日まで
- (4) 設計金額 2,996,805,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 工事概要

ア 目的

自家発電機設備改築工事に伴う機器製作及び撤去・据付け

イ 主な設備

- 自家発電機 (17,000kVAガスタービン機関) 一式
- 受変電設備、動力設備、計装設備、監視制御設備 一式

(6) 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

ア フォトレス

https://ebidwww.jk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF_000_ShowAction

イ 掲載期間

平成21年2月17日(火)から平成21年3月3日(火)まで

2 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成21年4月3日(金) 午前9時00分から

平成21年4月8日(水) 午後5時00分まで

(2) 開札日時

平成21年4月9日(木) 午前10時00分

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 単体企業であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(エ) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)

(オ) 第91条の規定により埼玉県の一一般競争入札に参加させないこととされた者

(カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項再審査を受けている者を除く。

ク 本件入札の公告日から開札日までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(昭和60年4月1日施行)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

ケ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による電気工事業に係る

特定建設業の許可を受けている者であること。

コ 平成18年度及び平成19年度に完成した埼玉県発注工事のうち電気工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

ク 電気工事業について、開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、その総合評点が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記イ(ウ)ただし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。

なお、官公需適格組合については、その総合評点を、平成19・20年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要綱第4のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(2) 施工実績

契約締結日にかかわらず、本件入札の公告日以前の10年間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む。)、地方公共団体、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する法人又は日本下水道事業団との請負契約において、自家発電機設備(1,000kVA以上)の新設又は更新の工事を元請として完成させた実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体としての実績は、代表構成員であるときのものに限る。

(3) 配置予定技術者

ア 電気工事業に係る監理技術者資格者証及び1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、自家発電機設備の新設又は更新の工事において、全工期(準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作期間を除く。)にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。

イ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料(以下「確認資料」という。)に記載すること。

ウ 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、本工事の後片付け期間と他工事の準備期間である場合又は機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間である場合で、確実に本工事に配置可能ならば、この限りでない。

エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

オ 配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

4 入札参加資格の有無の確認

本件入札に参加を希望する者は、確認申請書に確認資料を添付して、システム又は郵送若しくは宅配便により提出すること。あわせて、その他必要な資料（以下「添付資料」という。）を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けること。

なお、提出された添付資料は返却しない。

(1) 確認申請書、確認資料及び添付資料の提出先、提出受付期間及び提出部数

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743

イ 提出受付期間

平成21年2月18日(水) 午前9時00分から

平成21年3月3日(火) 午後5時00分まで

(この提出受付期間の終期日時を過ぎて到着した確認申請書は無効とする。)

ウ 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可。)

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨はシステム(システムにより通知できない者にあつては、郵送等)により平成21年3月16日(月)に、資格がな

い旨は電子メール及び電話により平成21年3月10日(火)にそれぞれ通知する。

(3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成21年3月13日(金)午後3時00分までに上記(1)アに示す提出先に郵送又は宅配便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、システム(システムにより通知できない者にあつては、郵送等)により通知する。

(4) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は、入札に参加することができない。

5 総合評価に関する事項

本件入札は、次のとおり総合評価方式により落札者を決定する。総合評価関係資料の提出、落札者の決定方法等については、「総合評価方式に係る入札説明書」によること。

(1) 方式

簡易提案型Bタイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

6 設計図書等の貸与

設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)の貸与は、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にフアクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南

部下水道事務所設備担当 電話048-861-2051 フラクシミリ048-861-2056

イ 受付期間

平成21年2月17日(火) 午前9時00分から

平成21年3月3日(火) 午後3時00分まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成21年4月9日(木)までに郵送又は宅配便により上記(1)アの場所に返却すること。

7 設計図書等に関する質問
設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をシステム又は郵送により提出すること。

(1) 郵送による提出先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

(2) 受付期間
平成21年2月26日(木) 午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、平成21年3月2日(月)からシステム上に掲示する。システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答する。

8 郵便入札
入札に参加を希望する者がシステムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は次のとおりである。

(1) 提出先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

(2) 提出方法
書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(3) 提出期間
上記2(1)に示すとおり。

9 現場説明会
開催しない。

10 入札に関する注意事項
(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類
ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書と共に提出すること。
イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数
ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退
入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) その他
ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

イ 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あった場合は、システムにより電子くじを実施して落札者を決定する。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の関係法令に違反する行為を行ってはならない。

エ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効
ア 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(イ) 入札参加資格のない者がした入札

(ロ) 明らかに連合によると認められる入札

(ハ) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札

(ニ) 所定のものとは異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

(ホ) 入札金額見積内訳書を提出しない者又は不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(カ) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札
イ 次のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

(イ) 入札者の押印のない入札書による入札

(ロ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

- (ウ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (エ) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (オ) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (カ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (キ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった入札

11 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。また、調査対象者と契約を締結した場合は、下請業者との関係において適正な履行が行われているか追跡調査を行うものとする。)

12 支払条件

(1) 前金払

する(その金額は、契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。)。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その金額は、契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。)。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

本件入札は入札ボンド制度の導入を試行するものであり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号又は第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

- ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)の100

分の5以上(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書(以下「依頼書」という。)に必要事項を記入し、次の場所にフлакシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

また、依頼書に記入された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書によって納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

(ア) 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所設備担当 電話048-861-2051 フлакシミリ048-861-2056

(イ) 依頼書提出期間

平成21年3月16日(月)午前9時00分から
平成21年4月3日(金)午後5時00分まで

ウ 納付期限

平成21年4月8日(水)

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にフлакシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

(ア) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743 フлакシミリ048-830-4915

(イ) 提出期限

平成21年4月8日(水)午後5時00分まで

オ 次に掲げる有価証券等を担保として持参(下記(ア)にあっては、郵送又は宅配便)により提出することによって、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記(ア)にあっては、保証金額)と同額とする。

- (ウ) 対象となる有価証券
 - a 利付国債
 - b 埼玉県債
 - c 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証
- (ク) 提出先
 - 〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所設備担当 電話048-861-2051 ファクシミリ048-861-2056
- (ケ) 提出期限
 - 平成21年4月8日(水)午後5時00分まで
- カ 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。
 - (イ) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保証証券を郵送又は宅配便により上記エ(ウ)の提出先に同(イ)に示す期限までに提出した者
 - (ロ) 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証券を郵送又は宅配便により上記エ(ウ)の提出先に同(ロ)に示す期限までに提出した者
 - キ 落札者以外の入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記入した請求書を用意すること。
 - なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金を還付しない。
 - また、落札者に係る入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。
 - (3) 契約保証金
 - 本工事における契約保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第81条第2項第3号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。
 - ア 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

- イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。
 - なお、その価値は、債権金額(ウ)にあつては、保証金額)と同額とする。
 - (イ) 利付国債
 - (ロ) 埼玉県債
 - (ハ) 銀行等又は保証事業会社の契約保証証券
- ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。
 - (イ) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証契約を締結した者
 - (ロ) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と、埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者
- エ 契約保証金は、当該契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金を還付しない。
 - (4) 手続における交渉の有無
 - (5) 契約書作成の要否
 - (6) 仮契約の締結
 - 本件入札は、落札者との契約の締結に県議会の議決を要するものであるので、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。
 - なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱第2条に規定する指名停止措置を受けた者は、本契約を締結することができない(契約辞退を申し出るものとする。)
 - (7) 契約後の技術提案
 - 工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
 - (8) 特記事項
 - 平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することができる。
 - (9) この公告に関する問い合わせ先
 - 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規

機工事担当 電話048-830-2743 フラクシミ 048-830-4915

14 Summary

(1) Nature of Services Required

Renovation of the in-house power generation facility and peripheral control devices for the Arakawa Left Bank Southern District Regional Sewage System Sewage Treatment Plant.

(2) Deadline for Bidding Eligibility Submissions

From 9:00 am, February 18, 2009 through 5:00 pm, March 3, 2009 by mail or electronic bidding system.

(3) Deadline for Submissions

From 9:00 am, April 3, 2009 through 5:00 pm, April 8, 2009 by mail or electronic bidding system.

(4) Bid Opening

At 10:00 am, April 9, 2009.

(5) Contacts Information

Bidding Enforcement Division (Large-scale Construction), General Affairs Department, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Tel.048-830-2743, Fax: 048-830-4915

埼玉県告示第二百二十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

特定非営利活動法人織の音アート・福祉協会

三 代表者の氏名

坪井 和子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目四七二番地

五 定款に記載された目的

(変更前)この法人は、手織りを通じて障害者が自ら楽しみや喜びを見出し、市民のひとりとして社会参加でき、その個人的な能力が地域の中で活かされるよう支援する。また、日本伝統文化の継承を図ることを目的とする。

(変更後)この法人は、地域社会や住民・商工・教育機関との連携において、地域福祉の推進を図り、障害者の自立と社会参加の実現を目指すことを目的とし、更に日本伝統文化の継承を図る。

埼玉県告示第二百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定

埼玉県告示第二百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年二月十七日

の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成二十一年二月十七日

埼玉県知事 上田 清 司

1 購入等件名及び数量

男女共同参画推進センター情報システム機器等貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県男女共同参画推進センター管理担当 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2

3 落札者を決定した日

平成20年12月24日

4 落札者の氏名及び住所

センチュリー・リーディング・システム株式会社 東京都港区浜松町2丁目4番1号

5 落札金額

62,319,727円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年11月11日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マミーマート飯能SC

飯能市飯能字大久田千三十八の五外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 合計 二四八台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 合計 二四二台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 合計 一五〇台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 合計 一三〇台

荷捌き施設の位置及び面積

(変更前) 位置 図面省略 面積 合計 三二五平方メートル

(変更後) 位置 図面省略 面積 合計 三〇〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 図面省略 容量 合計 五二立法メートル

(変更後) 位置 図面省略 容量 合計 四二立法メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から翌午前二時まで

(変更後) 午前九時から翌午前〇時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時四十五分から翌午前二時十五分まで

(変更後) 午前八時四十五分から翌午前〇時十五分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 出入口 合計 五箇所

(変更後) 位置 図面省略 出入口 合計 四箇所

ハ 変更年月日

平成二十年十一月六日

ニ 届出年月日

平成二十一年二月二日

二 縦覧期間

平成二十一年二月十七日から平成二十一年六月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年二月十七日から平成二十一年六月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百二十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年二月十七日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
ヨーネ病	疑似患畜	二頭	秩父市	平成二十一年二月五日	隔離

埼玉県告示第二百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月十七日

埼玉県長 田 栗 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県議会だより新聞折り込み及び配布業務
2,337,700部×4回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札書には、8ページ物(2回)1部当たりの単価、4ページ物(2回)1部当たりの単価及び各単価に予定数量と回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」においてA等級に格付けされ、「広報紙新聞折り込み及び配布」を行う者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整の担当者を2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制がとれること。

(6) 納入された「埼玉県議会だより」を一時保管する場所を確保できること。

(7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯(埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。)に、「埼玉県議会だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。なお、この配布については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 鈴木布美子 電話048-830-6257(直通)

(2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課分室 平成21年4月3日(金)午後2時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 平成21年4月2日(木)午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
(入札書に記載する金額(8ページ物1部当たりの単価)×2,337,700部×2回+入札書に記載する金額(4ページ物1部当たりの単価)×2,337,700部×2回)×1.05×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場

合は、免除する。

(契約単価 (8ペーシ物1部当たりの単価) ×2,337,700部×2回十契約単価 (4ペーシ物1部当たりの単価) ×2,337,700部×2回) ×1.05×0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年3月23日(月)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務が完了の都度、受注者から提出される報告書に基づき検査を行い、当該検査後、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Distribution and newspaper insertion of "Saitama Prefectural Assembly News" 2,337,700 copies four times per year

(2) Time-limit for tender : 2 : 00 p.m.3, April, 2009 (tender submitted by mail 5 : 00 p.m.2, April, 2009)

(3) Contact point for the notice : Public Relations Group, Legislature and Research Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat, Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6257

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの「公告」する。

平成二十一年二月十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年十二月十九日

第二〇〇九九〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月十日

第二〇〇一一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字西荒井七四

七一一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大里郡寄居町大字富田二〇二七六一

木部 武

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年二月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年十月七日

指令杉整第二〇〇〇七六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月九日

杉整第一五九九一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字中妻字権名七七

五―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町葛梅三丁目一―四

大塚 勝彦

埼玉県選管告示第九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十一年二月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十一年二月十九日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に

ついて

ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二一一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)